大和市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月29日

大和市長 大 木 哲

## 大和市条例第6号

大和市手数料条例の一部を改正する条例

大和市手数料条例(昭和26年大和町条例第9号)の一部を次のように改正する。

	***************************************	• /	
	530,	000円	
	830,	000円	
1,	010,	000円	
1,	120,	000円	
1,	420,	000円	
1,	660,	000円	
3,	880,	000円	
5,	100,	000円	
6,	290,	000円	
1,	130,	000円	を
1,	340,	000円	4
1,	500,	000円	
1,	830,	000円	
2,	140,	000円	
4,	350,	000円	
5,	570,	000円	
6,	770,	000円	
5,	750,	000円	
7,	250,	000円	
10,	700,	000円	
			1

	570	<u> </u>	
		<i>)</i> , (	000円
	880	), (	000円
1,	070	), (	000円
1,	200	), (	000円
1,	520	Э, (	000円
1,	780	Э, (	000円
4,	070	), (	000円
5,	3 4 (	), (	000円
6,	490	), (	000円
1,	180	), (	000円
1,	41(	), (	000円
1,	580	Э, (	000円
1,	94(	Э, (	000円
2,	260	Э, (	000円
4,	5 5 (	), (	000円
5,	820	Ο, (	000円
7,	070	Ο, (	000円
5,	93(	ο, (	000円
7,	470	), (	000円
10,	900	Ο, (	000円

別表消防法関係の表第3号中

Γ		
	410,	000円
	540,	000円
	700,	000円
	920,	000円

420,	000円
560,	000円
730,	000円
960,	000円

	1, 040, 000	-	1, 090, 000 円	]
	1, 600, 000	7	1, 660, 000 円	}
	1, 820, 000	7	1, 900, 000 円	}
	2, 030, 000	7	2, 120, 000円	}
	490,000	7	530,000円	IZ
に改め、同表第15号中	630,000	を	680,000円	
	990, 000	7	1, 030, 000円	
	1, 310, 000	7	1,410,000円	
	1, 720, 000	7	1,780,000円	]
	3, 320, 000	]	3, 430, 000円	]
	4, 060, 000	]	4, 190, 000円	]
	4, 650, 000	]	4, 800, 000F	]
	9, 100, 000	]	9, 320, 000円	]
	12, 400, 000F	]	12,600,000円	]
	17, 000, 000F	]	17, 300, 000 🖺	]
_				
	310,000円		320,000円	
	430,000円		460,000円	
	720,000円		750,000円	
	960,000円		1,020,000円	
改め、同表第17号中	1,210,000円		1, 300, 000円	
	2, 950, 000円	を	3, 150, 000円	に改
	3,620,000円		3,870,000円	
	4, 170, 000円		4,460,000円	
	2,660,000円		2,690,000円	
	3, 190, 000円		3, 230, 000円	
	4,790,000円		4,830,000円	
L				

める。

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。